証紙による収納事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 大淀警察署 | 遊技機(パチンコ台等)の増設、交替その他の変更の承認申請において、その手数料は証紙を変更承認申請書に貼付して納付される。大淀警察署において、証紙による収納事務について確認したところ、以下の不備事項があった。「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」第14条別表第３の２項の区分(1)に該当する変更承認申請であるにもかかわらず、同項の区分(2)に定める加算額（１台当たり20円）を含めた証紙金額が貼付されている変更承認申請書を受理しているものが２件あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 正 | 誤 | 差 額 |
| １ | 3,400円 | 3,420円 | 20円 |
| ２ | 3,400円 | 3,440円 | 40円 |
| 計 | 6,800円 | 6,860円 | 60円 |

その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。

|  |
| --- |
| ○担当者（起案者）加算額の適用に関するルールは知っていたが、加算の可否を判断する添付書類（認定通知書）を十分に確認しないで、申請書を受理した。○関係者・決裁者加算額の適用に関するルールは正確に知っていたが、決裁時、十分に確認しなかった。 |

 | 証紙により手数料の納付を受領したときは、当該手数料の額と証紙金額を照合することとなっているが、収納に際しての審査が不十分である。申請者に過納分について返還可能である旨説明するとともに、過納分の返還請求があった場合は還付されたい。風俗営業許可申請等に係る手数料額について、風俗営業者に対して誤解の無いように周知されたい。証紙による手数料の納付について、担当者のみならず、関係者・決裁者を含めて、当該手数料の額と証紙金額との照合を的確に行うとともに、チェック体制の強化を図られたい。【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例】（抜粋）（手数料）第14条　別表第３の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 | 区分 | 金額 |  |
| ２ | (1)　承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 | 3,400円 |
| (2)　承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合 | 3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機１台ごとに20円を加算した額 |

【証紙徴収条例施行規則】（抜粋）（証紙の消印）第15条　第12条の規定による申請書等を受理したときは、歳入徴収者は、証紙を審査し、当該証紙と申請書等にかけて消印（様式第６号）を押印しなければならない。（以下　略）【会計事務の手引】（第３章 第２節 抜粋）　２　収納の方法(1)　証紙による収入[3]　証紙の貼付額が納入すべき額を超過していた場合　　　　　 証紙の貼付額が納入すべき額を超過していた場合、そのこと自体は歳入の誤納・過納（地方自治法施行令第165条の７）とはいえません。しかし、仮に証紙で納付された手数料が過納であれば、地方公共団体には返還義務があるため、過納分の返還請求があった場合は、歳出予算（償還金、利子及び割引料）から支出することによって、還付することになります。３　証紙による収納(2)　手続ア　証紙による納付を受領したときは、当該手数料の額と証紙金額を照合します。　 | 過徴収となっている手数料については、申請者から権利放棄を受けた。　風俗営業許可申請等に係る手数料額については、風俗営業者に誤解のないよう、本部主担課から遊技業組合を通じ申し入れをし、各営業者に対し周知した。　今回の事例を踏まえ、本部主担課から全警察署長に対し当該業務担当者への指導の徹底、幹部による確実な点検について周知・徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めることとした。 |

証紙による収納事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 和泉警察署 | 遊技機(パチンコ台等)の増設、交替その他の変更の承認申請において、その手数料は証紙を変更承認申請書に貼付して納付される。和泉警察署において、証紙による収納事務について確認したところ、以下の不備事項があった。１　 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」（以下「条例」という。）第14条別表３の２項の区分(1)に該当する変更承認申請（１台)であるにもかかわらず、同項の区分(2)に定める加算額（１台当たり20円）を含めた証紙金額が貼付されている変更承認申請書を受理していた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 正 | 誤 | 差 額 |
| 3,400円 | 3,420円 | 20円 |

２　変更承認申請があった10台のうち条例第14条別表３の２項の区分(1)に該当する遊技機が３台で、同項の区分(2)に該当する遊技機が７台であるにもかかわらず、10台全てを同項の区分(2)に該当するものとして、同項の区分(2)に定める加算額（１台当たり20円）を含めた証紙金額が貼付されている変更承認申請書を受理していた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 正 | 誤 | 差 額 |
| 3,540円 | 3,600円 | 60円 |

その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。

|  |
| --- |
| ○　担当者加算額の適用に関するルールは知っていたが、加算の可否を判断する添付書類（認定通知書）を十分に確認しないで、申請書を受理した。○　関係者・決裁者加算額の適用に関するルールは正確に知っていたが、決裁時、十分に確認しなかった。 |

 | 証紙により手数料の納付を受領したときは、当該手数料の額と証紙金額を照合することとなっているが、収納に際しての審査が不十分である。申請者に過納分について返還可能である旨説明するとともに、過納分の返還請求があった場合は還付されたい。風俗営業許可申請等に係る手数料額について、風俗営業者に対して誤解の無いように周知されたい。証紙による手数料の納付について、担当者のみならず、関係者・決裁者を含めて、当該手数料の額と証紙金額との照合を的確に行うとともに、チェック体制の強化を図られたい。【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例】（抜粋）（手数料）第14条　別表第３の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 | 区分 | 金額 |  |
| ２ | (1)　承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合 | 3,400円 |
| (2)　承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合 | 3,400円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機１台ごとに20円を加算した額 |

【証紙徴収条例施行規則】（抜粋）（証紙の消印）第15条　第12条の規定による申請書等を受理したときは、歳入徴収者は、証紙を審査し、当該証紙と申請書等にかけて消印（様式第６号）を押印しなければならない。（以下　略）【会計事務の手引】（第３章 第２節 抜粋）　２　収納の方法(1)　証紙による収入[3]　証紙の貼付額が納入すべき額を超過していた場合　　　　　 証紙の貼付額が納入すべき額を超過していた場合、そのこと自体は歳入の誤納・過納（地方自治法施行令第165条の７）とはいえません。しかし、仮に証紙で納付された手数料が過納であれば、地方公共団体には返還義務があるため、過納分の返還請求があった場合は、歳出予算（償還金、利子及び割引料）から支出することによって、還付することになります。３　証紙による収納(2)　手続ア　証紙による納付を受領したときは、当該手数料の額と証紙金額を照合します。　 | 過徴収となっている手数料については、申請者から権利放棄を受けた。風俗営業許可申請等に係る手数料額については、風俗営業者に誤解のないよう、本部主担課から遊技業組合を通じ申し入れをし、各営業者に対し周知した。今回の事例を踏まえ、本部主担課から全警察署長に対し当該業務担当者への指導の徹底、幹部による確実な点検について周知・徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めることとした。 |